

## 経済関係 つづき

81	勤労者福祉センター使用料	佐久市が徴収しています。合併時、現行どおりとします。
82	志賀牧場内観光施設使用料	佐久市が徴収しています。合併時、新市において、利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定めます。
83	美笹ファミリーランド使用料	佐久市が徴収しています。合併時、現行どおりとします。
84	プラザ佐久使用料	
85	浅科温泉穂の香乃湯使用料	浅科村が徴収しています。合併時、現行どおりとします。
86	道の駅 ほっとばーく・浅科 使用料	
87	布施温泉使用料	望月町が徴収しています。
88	交流促進センターゆざわ荘使用料	合併時、新市において、利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定めます。
89	国民宿舎もちづき荘使用料	
90	春日温泉ゴルフ練習場使用料	望月町が徴収しています。合併時、現行どおりとします。
91	春日温泉テニスコート使用料	望月町が徴収しています。合併時、現行どおりとします。 現在、社会体育施設として設置されていますが、新市においては、観光施設として位置づけます。
92	保養センター使用料	臼田町が徴収しています。合併時、新市において、利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定めます。
93	中小企業退職金共済掛金補助金	佐久市・臼田町・浅科村が実施していますが、補助期間や補助金額に違いがあります。 合併時、新規加入者の1月から12月までの共済掛金合計額の20%以内で1人につき7200円を限度として補助します。
94	商工振興補助事業	4市町村とも実施していますが、補助対象に違いがあります。合併時、補助対象を統一します。 市内全域を対象として行われる事業 商工業の労働力確保のために共同で行う事業 商工業者の技能養成のために共同で行う事業 商工業者並びに従業員の職業訓練等のため同業者が共同して行う事業 商店街の美化並びに購買客の誘致を目的として共同で行う商店街環境施設整備事業 商工業者が自らの活性化を目的として共同で行う事業 その他市長が特に必要と認めた事業
95	商工会議所・商工会	佐久市には商工会議所、臼田町・浅科村・望月町には各々商工会があり、商工業振興を目的に活動していますが、各々の団体は当面現状体制の維持を希望しており、又、商工会議所と商工会は設立の根拠法に違いがあります。合併時、各々の団体の意思を尊重して現行どおりとします。
96	商工会議所・商工会補助金	佐久市は商工会議所、臼田町・浅科村・望月町は、各々の商工会に運営事業補助金及び小規模事業者経営指導補助金を交付していますが、補助率に違いがあります。 合併時、運営事業及び経営指導事業について、統一した補助基準を定め、補助額の調整を図ります。
97	商工業振興審議会	4市町村とも設置していますが、委員の数、構成に違いがあります。合併時、新市において設置します。
98	勤労者互助会	4市町村とも実施していますが、佐久市以外の町村は他の町村と共同で実施しており、共済給付金に若干の違いがあります。合併時、対象となる事業所は佐久市勤労者互助会に統一します。
99	バルーンフェスティバル	佐久市が実施しています。合併時、新市において実施します。
100	佐久鯉まつり	
101	佐久高原つつじまつり	
102	佐久高原コスモスまつり	
103	信州SAKU音楽祭佐久ミュージカル	
104	平尾山もみじまつり	
105	コスモス街道振興事業	
106	小満祭	臼田町が実施しています。合併時、新市において実施します。
107	臼田よいやさ	
108	うすだ紅葉まつり	浅科村が実施しています。合併時、新市において実施します。
109	浅科どんどん祭り	
110	中山道宿場祭り	
111	町民祭「榊祭り」	望月町が実施しています。合併時、新市において実施します。
112	望月駒の里草競馬大会	

## 建設関係

113	公営住宅管理人手当	佐久市・臼田町・浅科村が実施していますが、手当の金額に違いがあります。合併時、基準を設けて統一します。
114	市町村営住宅入居事務	4市町村とも実施していますが、入居基準の資格要件・審査方法及び公募方法に違いがあります。合併時、内容を統一します。 ・入居資格は、新市に在住の者および新市内に勤務先を有する者で、市営住宅に入居を希望する者。 ・応募者が募集戸数を超えた場合は公開抽選により決定します。 ・臼田町の入居者選考委員会は廃止します。 ・公募は、広報・公告・ホームページ・FMさくいだいら等により行います。